



平成21年5月14日

各 位

会 社 名 イメージ情報開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 代永 拓史
(コード番号 3803 大証ヘラクレス)
問合せ先
経営管理部ジェネラルマネージャー
片柳 依久
(TEL03-5733-5631)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第34回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備え、事業の目的事項を一部追加するものであります。(現行定款第2条)。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)第326条第2項の規定に基づき、「監査役会」を置くため、又「会社法」第390条第3項の規定に基づく「常勤監査役」の選定について定めるために、現行定款第5章監査役の規定の条文を一部変更及び新設をするものであります。なお、この変更及び新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 「会社法」第326条第2項の規定に基づき、「会計監査人」を置くため、会計監査人の規程を新設するものであります。(変更案第6章)
- (4) 「会社法」第318条第2項の規定に基づき、株主総会の議事録の備置期間と場所について明記するため、規定を新設するものであります。(変更案第15条第2項)
- (5) 「会社法」第371条第1項の規定に基づき、取締役会の議事録の備置期間と場所について明記するため、規定を新設するものであります。(変更案第24条第2項)
- (6) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、変更を行うものであります。決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第3項)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

また、決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質

株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条第3項、第14条第1項)

- (7) その他定款を見直して、表現の一部変更、追加を行うものであります(変更案第43条、第46条)。また、定款変更に伴い、条数の一部変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年6月26日(金)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金)

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	定 款 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. ビジネス戦略の立案・コンサルティングおよび情報システムの設計・開発・保守2. 情報処理の受託・運営代行および附帯するファイナンスサービス3. 情報システムおよび関連する機器材の輸入・販売・保守4. 情報処理機器および部品の製造・販売5. 電気工事および電気通信工事業6. 情報関連の出版・通信サービスおよび教育・セミナーの開催7. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理店業務8. 労働者派遣事業9. 知的所有権(特許権、実用新案権等)の使用、利用許諾、売買、賃貸借、維持および管理ならびにそれらを通じた事業の企画・立案<u>10. 前各号に附帯する一切の業務</u> (新設) <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 取締役会(2) 監査役 <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. (現行どおり)2. (現行どおり)3. (現行どおり)4. (現行どおり)5. (現行どおり)6. (現行どおり)7. (現行どおり)8. (現行どおり)9. (現行どおり)<u>10. 動産賃貸</u><u>11. 不動産賃貸</u><u>12. 前各号に附帯する一切の業務</u> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) (現行どおり)(2) (現行どおり)<u>(3) 監査役会</u><u>(4) 会計監査人</u>

<p>(公告方法) 第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第11条 (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第13条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席し</p>	<p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第12条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席し</p>
---	--

<p>た議決権を行使することができる株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>（議決権の代理行使） 第 15 条（条文省略）</p> <p>（議事録） 第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。 （新設）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第 17 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数） 第 18 条（条文省略）</p> <p>（選任方法） 第 19 条（条文省略）</p> <p>（任期） 第 20 条（条文省略）</p> <p>（代表取締役および役付取締役） 第 21 条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長） 第 22 条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知） 第 23 条（条文省略）</p> <p>（取締役会の決議方法） 第 24 条（条文省略）</p>	<p>た議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>（議決権の代理行使） 第 14 条（現行どおり）</p> <p>（議事録） 第 15 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">2. <u>議事録は、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。</u></p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第 16 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数） 第 17 条（現行どおり）</p> <p>（選任方法） 第 18 条（現行どおり）</p> <p>（任期） 第 19 条（現行どおり）</p> <p>（代表取締役および役付取締役） 第 20 条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長） 第 21 条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知） 第 22 条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の決議方法） 第 23 条（現行どおり）</p>
---	--

<p>(取締役会の議事録) 第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (新設)</p> <p>(取締役会規程) 第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>議事録は、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第 28 条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>
<p>(員数) 第 29 条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第 30 条 (条文省略)</p>	<p>(員数) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第 31 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役) 第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の議事録) 第 34 条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領お</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>よびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名し、監査役会の日から10年間本店に備え置く。</u></p>
<p>(報酬等) 第 32 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会規程) 第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(監査役の責任免除) 第 33 条 (条文省略)</p>	<p>(報酬等) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の設置) 第 38 条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の選任) 第 39 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第 40 条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 41 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除) 第 42 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責</u></p>

<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 34 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 35 条 (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第 36 条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 37 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度および決算期日) 第 43 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎事業年度末を決算期とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 44 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第 45 条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 46 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 未払の配当金に対しては、利息をつけない。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</u></p>
--	---

以上